「本決算日」という。）若しくは本決算日から６か月後の日（以下「中間決算日」といい、本決算日と中間決算日で画される各会計期間を「半期」という。）からそれぞれ３か月後の日、または(ｲ)更生計画認可決定確定日から１か月後の日のいずれか遅く到来する日までに、将来傭船料債権更生担保権に対し、後記イ①に定める弁済額を、第１回弁済として支払う（以下「第１回弁済」という。）。

②　第２回から傭船契約終了までの間の弁済（各回弁済）

管財人は、第１回弁済後、本件船舶に係る現行傭船契約（現行傭船契約が更新等された場合には更新等傭船契約を含む。本項において以下同じ。）の契約が終了するまでの間、年２回、更生会社の本決算日及び中間決算日からそれぞれ３か月以内に、将来傭船料債権更生担保権に対し、後記イ②に定める弁済額を、各回の弁済として支払う（以下「各回弁済」という。）。

ただし、中間決算日から本決算日までの間（本決算日から中間決算日までの間も同じ。）に、現行傭船契約が終了する場合（契約期間の満了、契約解除、その他終了理由を問わない。）には、直前の本決算日又は中間決算日までの傭船料債権の回収金に基づく弁済を各回弁済の最終回とし、それ以降の傭船料債権の回収金については、各回弁済の対象としない。

③　現行傭船契約終了後の弁済（最終弁済）

最終の各回弁済の計算期間の末日である本決算日又は中間決算日以後に、現行傭船契約の契約期間中に発生した傭船料債権を回収した場合には、管財人が最終弁済日として定めた日（以下「最終弁済日」という。）に、後記イ③に定める弁済額を最終弁済として支払う（以下「最終弁済」という。）。なお、最終弁済日は、本弁済日（本節第２、２(6)の本弁済日をいう。以下同じ。）以前の日として管財人が指定する。

④　運転資金留保金の弁済

管財人は、後記第２、２(6)アに定める本弁済日において、将来傭船料債権更生担保権に対し、後記イ①の定めに従い第１回弁済時に控除された(C)に定める運転資金留保金相当額を支払う。

イ　弁済額

①　第１回弁済額

第１回弁済の弁済額は、以下の(A)の第１回傭船利益から、(B)の第１回傭船料回収金更生協力金及び(C)の運転資金留保金を控除した額とする。

第１回弁済額＝(A)－(B)－(C)

(A)　第１回傭船利益

更生手続開始申立日から更生計画認可決定後に最初に到来する本決算日又は中間決算日までの間（以下「第１回弁済計算期間」という。）の現行傭船契約に基づく傭船料債権の回収金から、傭船料債権の回収金を得るために必要となる第１回弁済計算期間に発生、あるいは支払った次の費用（以下「傭船費用」という。）を控除した後の残額として裁判所の許可を得た額（以下「第１回傭船利益」という。）

(a)　船舶維持管理に要する費用（船費、船舶運航管理費、ドック費等の一般管理費、業務委託費等）

(b)　更生会社の運営及び管財業務の遂行に必要となる費用（業務委託費、管財人・管財人代理報酬、専門家報酬等）

(c)　設備投資費用

(d)　その他、当該傭船料債権の回収金を得るために必要となる一切の費用

(B)　第１回傭船料回収金更生協力金

第１回弁済計算期間における、①更生会社の業務及び財産に関し管財人又は更生会社（会社更生法72条４項前段の規定により更生会社の機関がその権限を回復した場合に限る。）がその権限に基づいてする貸付金相当額、②更生債権者に対する弁済金、③その他、傭船費用に該当しない更生会社の事業遂行及び本件更生手続の管財業務遂行に合理的に必要な費用（以下①～③の費用を併せて「傭船料回収金更生協力金」という。）をいい、管財人と将来傭船料債権更生担保権者が協議し、裁判所の許可を得て定める額

(C)　運転資金留保金

将来の更生会社の運転資金として留保する運転資金留保金

②　各回弁済額

各回弁済の弁済額は、それぞれ、以下の(A)の各回傭船利益から、(B)の各回傭船料回収金更生協力金を控除した額とする。

ただし、第１回弁済計算期間経過後の各半期（以下「各回弁済計算期間」という。）において、運転資金留保金が本章第１節第１、２(2)イ①(C)に規定する金額を下回る場合には、当該運転資金留保金相当額の預金を確保するのに必要な金額は各回弁済に充てず、運転資金留保金として扱うものとする。

(A)　各回傭船利益

各回弁済計算期間に生じた現行傭船契約に基づく傭船料債権の回収金から、各回弁済計算期間に発生、あるいは支払った傭船費用を控除した後の残額として裁判所の許可を得た額（以下「各回傭船利益」という。）

ただし、第１回弁済日が、前記(2)ア①に定める「(ｲ)認可決定確定日から１か月後の日」となる場合には、第１回弁済計算期間の経過後から第１回弁済日の直後の中間決算日又は本決算日までを第２回弁済計算期間とする。

(B)　各回傭船料回収金更生協力金

各回弁済計算期間における傭船料回収金更生協力金として、管財人と将来傭船料債権更生担保権者が協議し、裁判所の許可を得て定める額

③　最終弁済額

最終弁済の弁済額は、(A)最終の各回弁済の計算期間の末日である本決算日又は中間決算日以後に回収した傭船料債権の回収金から傭船費用を控除した残額として裁判所の許可を得た額（以下「最終傭船利益」という。）から、(B)最終弁済日までの間の傭船料回収金更生協力金として、管財人と将来傭船料債権更生担保権者が協議し、裁判所の許可を得て定める額を控除した額とする。

ウ　傭船料回収金更生協力金の精算

第１回傭船利益、各回傭船利益ないしは最終傭船利益から、①更生会社の業務及び財産に関し管財